

「高次脳機能障害診断書作成マニュアル」の使用にあたって

国の高次脳機能障害支援モデル事業は、平成 13 年に立ち上げられ平成 18 年度には高次脳機能障害支援普及事業として継続され、更に障害者総合支援法の施行により福祉的支援の方向性が示されました。障害者がこれらを有効に利用するためにはまず医師による診断書が必要となります。

関連領域の医師が、診断書を容易に作成できるように、モデル事業に参加した経験をもとに、当時の東北厚生年金病院（現在の東北薬科大学病院）を中心に高次脳機能障害診断書マニュアルを作成しました。

高次脳機能障害診断書作成マニュアルの中の**高次脳機能障害診断書**は、あくまでもこの事業の中で作成したものであり、高次脳機能障害診断書の作成にあたっては、ICD-10 国際疾病分類第 10 版の器質性精神障害（F 0）の項目を満たす診断書であれば、様式には特に規定はありません。

宮城県リハビリテーション支援センター